

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境をつくり、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動指針を策定します。

1、 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日

2、 内容

目標1：「育児・介護休業等に関する規則」の周知を図る。

<対策>

平成27年9月～ 「育児・介護休業等に関する規則」の概要版を作成し、各部署に配布し、

いつでも職員が目に来るようにする。

目標2：育児・介護休業制度の取得率の向上のに向けた環境整備を行う。

<対策>

平成27年9月～ 取得率向上に向けての課題について検討開始

平成28年9月～ 実施に向けて職員アンケートを実施

目標2： 所定外労働時間を削減する。

<対策>

平成27年9月～ 所定外労働時間の実態を把握分析

平成28年4月～ 各事業所間で検討開始

平成29年6月～ 職員への周知を図り、業務改善を実施